

【略式採点基準】

《失格項目》 下記に該当するものは、ランクⅣ 例年の項目(未完成、面積違反、構造違反、主室の欠落、設置階違反等)のほか、課題の特色として、下記計画の欠落	
1. 屋外テラス（6席分）の欠落、	
2. 菜園スペース（24㎡、2.5m円内接）の欠落	
3. 駐車スペース（自家用1台）の欠落	
4. 交差点付近の歩道の斜線部分に、駐車のためのアプローチを計画	

《A評価項目（大減点）》 2以上該当したものは、ランクⅢ	
1. レストランのアプローチは幅員の広い北側道路からとし、別に厨房通用口、住宅のアプローチを設けたか	Yes ・ No
2. レストランと住宅は、内部で連絡しているか	Yes ・ No
3. 客席スペースと屋外テラス（6席分）が隣接し、直接行き来できるか	Yes ・ No
4. 菜園スペース24㎡（2.5m円の内接、約15畳）は、屋外テラスと近接しているか（近くで見られる位置にあるか）	Yes ・ No
5. 客席スペースの上階を避けて、2階の子供室を計画したか	Yes ・ No
6. 厨房の上階を避けて、2階便所を計画したか	Yes ・ No

《B評価項目（中減点）》 2以上該当するものは、A評価項目と同じ大減点	
1. 菜園スペースは南面配置しているか	Yes ・ No
2. 住宅の南面配置、約2730（1.5間）程度の隣地アキの確保はできているか	Yes ・ No
3. 客席スペースは、道路側に広く向けて配置したか	Yes ・ No
4. 客席6席分の可動間仕切りによる独立(通り抜けにならない)スペースを設けたか	Yes ・ No
5. レストランのバックヤード（客席スペース以外の部分）で住宅と連絡しているか	Yes ・ No
6. レストランの客用入口に屋外スロープ（勾配1/15）を設けたか	Yes ・ No

〔判定〕 下記基準を目安に、製図表現力を加味して、最終判定	
●A評価項目の No に2以上該当⇒ ランクⅢ	
●A評価項目の No に1つ該当、B評価項目の No に2以上該当⇒ ランクⅢ	
●A評価項目の No に該当せず、B評価項目の No に3つ該当 ⇒ ランクⅢ	
●その他⇒ ランクⅠ、Ⅱ判定	
(注意) この評価基準は、独自の分析に基づき作成したものです。	